

【史料紹介】越前国敦賀郡樫曲村「奥野家文書」について

長谷川 裕子
奥野 信一

はじめに

敦賀市樫曲に現存する「奥野家文書」は、筆者（奥野）の家に伝来した文書群である。^①樫曲村は、敦賀市街地の東方に位置する山間の村落で、現在の敦賀市樫曲・川北・深山寺一帯にあたる。そのうちの樫曲に古くから居を構え、「五郎助」という屋号を有する奥野家は、現在から約三百年近く前に屋号「左衛門五郎」家（現在は今庄在住）から分家したという由緒をもつ。同村は、江戸時代には耕地を所持する百姓が交代で庄屋を担当していたようであるが、^②江戸後期に奥野家が庄屋を務めていたことは、本稿で紹介する奥野家伝来文書から確認することができる。

福井県下では、『福井県史』編纂のため、一九七八年から古文書の悉皆調査が行われたが、本稿で紹介する「奥野家文書」は、『福

井県史』^③にも、またそれ以前に発行されている『敦賀市史』^④や『敦賀郡東郷村誌』^⑤にも収載されておらず、また自治体などによる本古文書群の調査は、現在まで一度も行われていない。そこで本稿では、奥野家に伝来する古文書群の概要を紹介した上で、古文書全点の翻刻を収載し、今後の調査・研究の進展に資するものとしてたい。

一 「奥野家文書」の概要

現在、奥野家には全部で二十七点の古文書が伝来している。すべて江戸時代後期の文書で、明和一年（一七六四）から安政三年（一八五六）までの年号が確認できる。内容としては、奥野家に関する文書と樫曲村に関する文書に大きく分けることができる。

そのうち、奥野家に関する文書は、私信を除けば、大部分は売券・借用状類である。なかでも、奥野「五郎助」に充てられた土地売券

や金子借用状等をみてみると(文書番号①③④⑥⑨⑭⑯⑰⑱、以下文書番号については丸数字のみを示す)、多くは年貢米上納のための金策や、当座の資金繰りのために奥野家と契約したもので、売主・借用主となった百姓の居住地は、樫曲村内のみならず近隣深山寺村・川北村・葉原村にまで広がっていることが確認できる。

また、奥野家が売主・借用主となっている土地売却や金子借用関係文書をみてみると②⑳㉑、奥野家が契約する相手(買主・貸主)は、「平野屋」や「御影堂町七左衛門」等、都市の商人とみられる者に限られている。その上、土地売却の契約は、いずれも小作人が存在する耕地で結ばれていることがわかる(②⑳)。江戸時代においては、村の有力層や地域の土豪層は、困窮する百姓に代わって、居住村を代表して都市金融業者や他の土豪層から借錢・借米を行う役割を担っていたことが指摘されている⁷⁾。奥野家の場合も、信用の面において都市金融業者から直接の借金ができない村の一般百姓に代わって土地を担保に借用し、その元手を村内や周辺地域において困窮する百姓に対する「融通」として投下していくことを期待されていた存在であったことが、これらの文書からうかがい知ることができよう⁸⁾。

一方、樫曲村に関する文書は、そのほとんどが年貢免定である(⑦⑧⑩⑫⑬⑮⑰⑱)。樫曲村の年貢免定は、現在、享和二年(一八〇二)・文化一年(一八〇四)・天保六年(一八三五)・安政五年(一八五八)のものが活字化されて知られているが、本稿で翻刻した免定は、それより早い天明二年(一七八二)から寛政二年(一七八九)のものである。おそらくは、奥野家が庄屋を務めていた期間の免定であると考えられる。

内容としては、どれもほぼ同一で、免定から確認される村高(年貢賦課基準石高)は本高三七二石五斗二升五合、その他に外高という検地後の新開発田地の石高が記載されている。なかでも、「池見新田之内午改」と記載されている一一二石九斗八升五合は、外池見・余座池見という埋積谷の新開発地が、元禄三年(一六九〇)三月から四月にかけて行った検地によって確認された外高である¹⁰⁾。開発については、万治元年(一六五八)以降進められ、元禄三年の検地後も継続されたようで、天明八年(一七八八)の免定には、「池見新田之内午改」の他、外高として「縄之外戌改田」として二石七斗四合、「池見新田卯改」として二石四斗一升六合、「巳改開畑」として一石五斗五升が計上されている(⑮)。これらの数値を元禄三年の検地帳に照らし合わせると、「縄之外戌改田」は万治元年、「池見新田卯改」は寛文三年(一六六三)に開発された石高であることが確認できる。また、「巳改開畑」の開発時期と検地時期についての詳細は不明であるが、この外高の数値は、「奥野家文書」の免定には天明二年(一七八二)にはみられることから、開発は天明二年以前であると考えられる¹¹⁾。

その他、樫曲村関係文書として注目されるものに、樫曲村願書がある(⑲)。江戸時代は訴訟文化であり、百姓も要求があれば願書を作成し領主に提出していた。樫曲村は小浜藩領であるため、この願書も小浜藩の代官に充てて提出されたものである。具体的には、樫曲村の枝村にあたる川北村の百姓の耕地に、四五年前の河川の氾濫により田地に土砂が流入し、しかもその復旧もできぬまま耕作

者が病死してしまい、残された妻と幼い子どもでは自力で土砂を取り除くことができない。そのため、荒廢耕地の復旧と、百姓の家の存続のために五兩の拝借金を借用したい、と要求したのである。

高持百姓が死去した場合、その百姓の耕地を相続し耕作できる親族がいなければ、家の財産を処分して家を潰す、という措置も江戸時代では一般的に行われていた。本件でも同様に、死去した百姓の耕地を川北村の百姓が引き受けて耕作するように、と村中に相談したが、すでに土砂が流入して荒廢した耕地を引き受けたい百姓は村中に誰もいない状況であった。「黒鍬くろくわ之者」(開墾などを請け負う有償労働者)を雇うにもお金がかかるため、「御上様之御慈悲」を賜りたい、ということである。この文書からは、「御百姓」の年貢上納のため、耕作環境を整えるのは領主の責務、という考えのもとに当然の権利として願書を提出する村と、百姓の上納物によって生活しつつ、領国内に「仁政」を施す仁君として、そうした要求に応えなければならない領主との関係をうかがい知ることができよう。

二 「奥野家文書」の翻刻

「奥野家文書」の翻刻は、年代順に並び替え、無年号文書についてはその後に続けて丸数字を付して収載した。また、翻刻の際には基本的に常用漢字を使用し、解読できない文字については■と表記した。また、本文以外の部分は「」を附して記載し、その右側に書かれた場所等を示す表記を()で注記した。

① 明和一年(一七六四) 二月一日 川北村二郎兵衛田地売券
質落地ニ売渡申田地之事

一、上田壹反三步 分米壹石四斗一升三合

一、中田四畝廿壹歩 分米六斗一升壹合

分米ノ式石二升四合

代金合九兩 但シ文字金也

右之田地ハ、当申ノ御年貢米不罷成候ニ付、貴殿再三御頼申上、右之金子九兩儲ニ受取、御納所相立申処実正明白也、則来ル酉ノ年より右之田地貴殿方ニ永ク御支配可被成候、則右之田地者、元文中ニ其村清左衛門より買置、高分仕候故ハ、少も違乱無御座候、若以来如何様之義出来仕候とも、右判形もの共罷出埒明、貴殿江御六ヶ敷義相掛申間敷候、為後日之証文仍而如件、

うり主川北村

明和元年 二郎兵衛(印)

申十二月十五日 同年寄

太郎右衛門(印)

榎曲 親村庄屋

五郎助殿 九郎兵衛(印)

② 安永四年(一七七六) 三月九日 五郎助田地売券

(端裏書)

「かし曲五郎助」

濟崩ニ売渡ス田地之事

有坪七曲壹ヶ所大町

一、外高七斗

此下米四俵三斗

内 三斗ハ 御年貢米

四俵ハ 作徳米

代金拾両 但し文字小判也

右之金子者、当未ノ御年貢米不罷成、迷惑仕候ニ付、貴殿ヲ御頼申上候而、右之金子儘ニ請取御上納ニ相立申所実正ニ御座候、則来ル申年より壹割五歩之加利息ヲ、年々急度御算用可仕候、若シ相滞候ハ、右之田地貴殿へ引取、御支配可被成候、其時一言之子細申間敷候、若角何と申候ハ、加判者共罷出急度埒明、貴殿へ少も御難義事かけ申間敷、猶又右之金子不残相濟候ハ、田地証文共ニ御戻シ可被成候、為後日之田地濟崩証文仍而如件、

売主かし曲

安永四年 五郎助 (印)

未ノ春三月九日 作人年寄

右衛門五郎 (印)

年寄

五郎兵衛 (印)

庄屋

藤太夫 (印)

平野屋

左右衛門殿

③安永六年(一七七七) 二月二八日 五郎兵衛山地売券

永代売渡シ申山之事

境ハ藤太夫山境

一、山壹ヶ所 但シ八升五合に 奥ハ九郎兵衛山境

上ハ分山境也

下ハ湯境也

同 平ハにう湯也 但シ三方ニ境石有り

三人組合也

代金九両貳分五匁貳分 山手三分四厘

右山ハ当西御年貢米ニ迷惑仕候ニ付、貴殿へ段々断申入、則代金九両貳分五匁貳分永代売渡シ申処実正也、然上ハ貴殿持山ニ而相違御無座候、縦子々孫々相伝り候共、毛頭違乱申間敷候、為後日仍而嘉判如件

うり主

五郎兵衛 (印)

安永六年十二月廿八日 年寄

藤太夫 (印)

庄屋左衛門五郎 (印)

五郎助殿

④安永七年(一七七八) 二月 二郎兵衛田地売券

高分譲リニ売渡シ申田地之事

有坪榎本

一、上田壹反三步 分米壹石四斗壹升
一、中田四畝貳拾壹步 分米六斗壹升壹合

分米ノ壹石貳升四合
代金九兩

外ニ 御藏米壹俵貳斗代三拾匁八分壹厘

ノ九兩壹步拾五匁三分壹厘 但シ文字金也

右之田地ハ、当戌御年貢米不罷成候ニ付、貴殿へ段々申入、右田地讓リニ売渡シ、代金儘ニ請取、御上納ニ相立申処実正明白也、然上ハ、来ル亥ノ年より貴殿小前へ御詰込、御支配可被成候、御年貢米之儀ハ、当村御下札表ニ五步役宛相添、御上納可被成候、此五步役米等申者ハ、諸役懸り物代米也、右之外諸役・新役掛り不申候、猶又右之田地ニ付、本人ハ不及申、脇より何角と申者有之候ハ、加判之者罷出、急度埒明ケ、貴殿江少も六ヶ敷儀相懸ケ申間敷候、為後日高分讓り地証文加判仍而如件、

田地讓り主かし曲川北村

安永七^戌年十二月

二郎兵衛 (印)

年寄 太郎三郎 (印)

同 五郎兵衛 (印)

同受人藤太夫 (印)

庄屋 左衛門五郎 (印)

百姓惣代彦九郎 (印)

檜曲村

五郎助殿

⑤安永八年(一七七九)深山寺村三郎太夫山地売券
永代売渡申山之事

一、金六兩貳步

有坪高木山壹ヶ所、山手壹匁
右之内畑年貢米入合御座候、以上

右之山者、亥御年貢米ニ迷惑仕候ニ付、右之金子儘ニ受取、御納所相立申所実正明白ニ御座候、然上ハ貴殿ニ御支配可被成候、境之義者、南ハ孫六、北方ハ清左衛門山尾境、上ハ道切ニ而御座候、此山ニ付子々孫々ニ申伝候共、一言之子細申間敷候、若脇より何角と申者御座候ハ、加判之者罷出、急度埒明可申候、永代売証文仍而如件、
安永八^巳年 売主同村 三郎太夫 (印)

庄屋 孫助 (印)

年寄 左近 (印)

深山寺

同 孫市 (印)

左近多郎殿

口入 五郎助 (印)

⑥安永九年(一七八〇)一二月二九日 助太郎金子借用状

借用申金子之事

一、金合三兩八匁七分四厘 但シ本銀也

右之金子ハ、当子ノ御年貢米罷不成候ニ付、借用仕御納所ニ相立申所実正也、然上ハ、右之金子ニ壹わり五ふ之利足加、来ル丑極月切ニ急度御算用可仕候、若重々仕候へ者、うけ山壹ヶ所相渡シ可申候、仍而如件、

借主葉原村

助太郎(印)

安永九子十二月廿九日

受人同

左近(印)

かし曲

五郎助殿

⑦天明二年(一七八二)二月三日 榎曲村年貢免定

榎曲村寅御年貢免相之事

一、高三百七拾壹石五斗貳升五合

内

永荒先川成砂入池見水込

三拾八石貳斗貳升六合

未道減戌土手敷卯井溝田

畑ニ成斗代下り共

六石四斗貳升八合

子砂入

貳拾九石六斗二升四合

当寅見捨

残貳百九拾七石貳斗四升七合

此取百八拾七石六斗貳升

一、高貳拾八石壹斗貳升 外高分

内

貳石七斗四合

此取壹石貳斗九升八合

貳拾五石四斗壹升六合

此取九石貳升三合

高合三百九拾九石六斗四升五合

取米ノ百九拾七石九斗四升壹合

外

高壹石五斗五升 已改開畑

此取四斗貳升六合

同百拾貳石九斗八升五合 池見新田之内午改

内六石 当引

此取三拾七石九斗八升

惣取米合貳百三拾六石三斗四升七合

外

米拾四表貳斗五升壹合 百姓貳拾壹人用捨現米二而

此取九石

口米共被下

右庄屋・小百姓不殘寄合、無高下割仕、来ル極月十日以前急度可皆

濟者也、

天明二^{壬寅}十二月三日 嶺尾半七(印)

植田久兵衛(印)

高橋糸右衛門(印)

新国逸九郎(印)

三浦孫助(印)

塩野八郎右衛門(印)

岡見太四郎(印)

庄屋百姓中

⑧天明三年（一七八三）二月一〇日 檜曲村年貢免定

檜曲村卯御年貢免相之事

一、高三百七拾壹石五斗貳升五合

内

永荒先川成砂入池見水込

三拾八石貳斗貳升六合 未道減戌土手敷卯井溝田畑ニ

成斗代下り共

六石四斗貳升八合 子砂入

七拾五石四升四合 当卯見捨

残貳百五拾壹石八斗貳升七合

此取百五拾七石八斗九升八合

一、高式拾八石壹斗貳升 外高分

内

貳石七斗四合

此取壹石貳斗九升八合

貳拾五石四斗壹升六合

此取九石貳升三合

高合三百九拾九石六斗四升五合

取米合百六拾八石貳斗壹升九合

外

高壹石五斗五升 已改開畑

此取四斗貳升六合

同百拾貳石九斗八升五合 池見新田之内午改

内式拾六石 当引

此取三拾石八斗八升

惣取米合百九拾九石五斗貳升五合

右庄屋・小百姓不殘寄合、無高下割仕、来ル極月十日以前急度可皆

濟者也、

天明三^{癸卯}十二月十日 嶺尾半七（印）

植田久兵衛（印）

高橋糸右衛門（印）

片岡次郎左衛門（印）

三浦孫助（印）

塩野八郎右衛門（印）

岡見太四郎（印）

庄屋百姓中

⑨天明三年（一七八三）二月二〇日 次郎兵衛米預状

預り申有米之事

一、米合七俵三斗貳升七合六夕

内

五俵壹合三夕 寅ノ未進米

貳俵三斗貳合三夕 卯ノ未進米

右之有米七俵三斗三合六夕髓ニ預り申所実正ニ御座候、然ル上ハ来

ル辰之春御取立之時節、急度御上納可仕候、為其証文仍而如件、

天明三年

卯十二月廿日 預り主

次郎兵衛 (印)

同 五郎三郎 (印)

同 彦六 (印)

年寄 孫五郎 (印)

本村庄屋五郎助様

⑩天明五年(一七八五)二月六日 檜曲村年貢免定

檜曲村已御年貢免相之事

一、高三百七拾壹石五斗貳升五合

内

永荒先川成砂入池見水込

三拾八石貳斗貳升六合 未道減戌土手敷卯

井溝田畑ニ成斗代下共

六石四斗貳升八合 子砂入

五拾八石五斗四升四合 当已見捨

残貳百六拾八石三斗二升七合

此取百六拾九石四升四合

一、高式拾八石壹斗貳升 外高分

内

貳石七斗四合

此取壹石貳斗九升八合

貳拾五石四斗壹升六合

此取九石貳升三合

高合三百九拾九石六斗四升五合

取米合百七拾九石三斗六升五合

外

高壹石五斗五升 已改開畑

此取四斗貳升六合

同百拾貳石九斗八升五合 池見新田之内午改

内拾六石 当引

此取三拾四石四斗三升

惣取米合貳百拾四石貳斗貳升壹合

右庄屋・小百姓不殘寄合、無高下割仕、来ル極月十日以前急度可皆濟者也、

天明五^乙十二月六日 守留丹弥 (印)

江口治部助 (印)

植田久兵衛 (印)

片岡次郎左衛門 (印)

三浦孫助 (印)

塩野八郎右衛門 (印)

岡見太四郎 (印)

庄屋百姓中

⑪天明六年(一七八六)二月 藤太夫誤証文

為御改指出シ申誤証文事

一、此度檜曲・深山寺両村中江対シ、龜忽之儀申出シ候ニ付、御

役所様御吟味之上、私虚言申候義明白ニ御座候所、則チ

御役所様以御指図、村方役人中誤り証文可指出之旨、奉畏候、右虚
言之趣両村御存シ不被成候義故、異仕候、以来右躰之危忽成義、急
度相喫可申候、且此度之義ハ各縁御取直シ故相濟、忝次第奉存候、
右御上以御指図ヲ指出シ候誤証文仍而如件

天明六^丙年二月 本人 藤大夫(印)

孫兵衛(印)

五人組 右衛門三郎(印)
治郎助(印)

庄や 五郎助 彦五郎(印)

年寄 五郎兵衛

同 彦九郎 清左衛門

百姓惣代左衛門五郎

孫十郎

⑫天明六年(一七八六)一月二十八日 榎曲村年貢免定

榎曲村午御年貢免相之事

一、高三百七拾壹石五斗式升五合

内

永荒先川成砂入池見

三拾八石式斗式升六合 水込未道減戌土手敷卯

井溝田畑ニ成斗代下共

六石四斗式升八合 子砂入

九拾五石四升四合 当午見捨

残式百三拾壹石八斗式升七合

此取百四拾四石八斗九升五合

一、高式拾八石壹斗式升 外高分

内

式石七斗四合

此取壹石式斗九升八合

式拾五石四斗壹升六合

此取九石式升三合

高合三百九拾九石六斗四升五合

取米合百五拾五石式斗壹升六合

外

高壹石五斗五升 已改開畑

此取四斗式升六合

同百拾式石九斗八升五合 池見新田之内午改

内三拾石 当引

此取式拾九石四斗六升

惣取米合百八拾五石壹斗式合

右庄屋・小百姓不殘寄合、無高下割仕、来ル極月十日以前急度可皆
濟者也、

天明六^丙年十二月廿八日 守留丹弥(印)

江口治部助(印)

植田久兵衛(印)

添田弥兵衛(印)

片岡次郎左衛門(印)

三浦孫助(印)

塩野八郎右衛門(印)

庄屋百姓中

此取九石貳升三合

高合三百九拾九石六斗四升五合

取米×百九拾七石九斗四升壹合

外

高壹石五斗五升 已改開畑

此取四斗貳升六合

同百拾貳石九斗八升五合 池見新田之内午改

内六石 当引

此取三拾七石九斗八升

惣取米合貳百三拾六石三斗四升七合

外

米九升壹合 砂入之内申起之分土免所故

現米二而口米共被下

右庄屋・小百姓不殘寄合、無高下割仕、来ル極月十日以前急度可皆濟者也、

天明七_{丁未}十二月六日 高橋糸右衛門(印)

駒林喜兵衛(印)

植田久兵衛(印)

添田弥兵衛(印)

片岡次郎左衛門(印)

三浦 孫助(印)

塩野八郎右衛門(印)

庄屋百姓中

⑬天明七年(一七八七) 二月六日 榎曲村年貢免定

榎曲村未御年貢免相之事

一、高三百七拾壹石五斗貳升五合

内

永荒先川成砂入池見水込

三拾八石貳斗貳升六合 未道減戌土手敷卯井溝

田畑ニ成斗代下共

六石四斗貳升八合 子砂入

三拾石四斗四合 当未見捨

残貳百九拾六石四斗六升七合

此取百八拾七石六斗貳升

一、高貳拾八石壹斗貳升 外高分

内

貳石七斗四合

此取壹石貳斗九升八合

貳拾五石四斗壹升六合

⑭天明八年（一七八八）五月 葉原村左近金子借用状

借用申金子之事

一、金七両三步者

銀拾貳匁七分七厘

此質物向かほ分山巷口

右之金子者、無抛入用之義御座候ニ付、慥借用仕候処実正ニ御座候、返濟之義者、来西ノ十一月中ニ右金子ニ壹割半之利足相加へ、元利共急度返濟可仕候、為後日仍而如件、

葉原村

天明八_{戊申}年五月日 左近（印）

受人清助（印）

檜曲村

五郎助殿

⑮天明八年（一七八八）十一月二十五日 檜曲村年貢免定

檜曲村申御年貢免相之事

一、高三百七拾壹石五斗貳升五合

内

永荒先川成ノ砂入池見水込

三拾八石貳斗貳升六合 未道減戌土手敷卯井溝

田畑ニ成斗代下とも

六石四斗貳升八合

三拾石四斗四合

子砂入

当申見捨

残貳百九拾六石四斗六升七合

此取百八拾七石六斗貳升

一、高貳拾八石壹斗貳升

内

貳石七斗四合

繩之外戌改田

此取壹石貳斗九升八合

貳拾五石四斗壹升六合 池見新田卯改

此取九石貳升三合

高合三百九拾九石六斗四升五合

取米ノ百九拾七石九斗四升壹合

外

高壹石五斗五升 已改開畑

此取四斗貳升六合

同百拾貳石九斗八升五合 池見新田之内午改

内 六石 当引

此取三拾七石九斗八升

惣取米合貳百三拾六石三斗四升七合

右庄屋・小百姓不殘寄合、無高下割仕、来ル極月十日以前急度可皆濟者也、

高橋糸右衛門（印）

天明八_{戊申}十一月廿五日

外御用

駒林井喜兵衛

植田久兵衛(印)

片岡鯨次郎(印)

添田弥兵衛(印)

三浦孫助(印)

塩野八郎右衛門(印)

庄屋百姓中

一、高三百七拾壹石五斗式升五合

内

永荒先川成砂入池見水込

三拾八石式斗式升六合 未通減戌土手敷卯井溝

田畠ニ成斗代下共

六石四斗式升八合 子砂入

七拾式石九斗四合 当酉見捨

残式百五拾三石九斗六升七合

此取百五拾九石七斗五升六合

一、高式拾八石壹斗式升 外高分

内

式石七斗四合

此取壹石式斗九升八合

式拾五石四斗壹升六合

此取九石式升三合

高合三百九拾九石六斗四升五合

取米ノ百七拾石七升七合

外

高壹石五斗五升 已改開畑

此取四斗式升六合

同百拾式石九斗八升五合 池見新田之内午改

惣取米合式百三拾三石五斗壹升三合

右庄屋・小百姓不殘寄合無高下割仕、来ル極月十日以前急度可皆済

⑩天明九年(一七八九) 一二月二〇日 三郎五郎田地売券

永代売渡申田地之事

有坪向イ

一、田地壹枚

右之田地ハ、当酉之御年貢米難儀仕候ニ付、右之田地三両拾匁ニ売

渡、御年貢米ニ相立申処実正御座候、然ル上ハ、戌ノ年より田地御

支配可被成候、於此田地少し茂申分無御座候、若脇より何角ト申

者有之候ハ、加判之者罷出、急度埒明可申候、為後日之仍而如件

天明九年酉十二月廿日 売主 三郎五郎(印)

年寄 左近五郎(印)

同 五郎兵衛(印)

庄屋 五郎助(印)

五郎助殿

⑪寛政一年(一七八九) 一二月二六日 榎曲村年貢免定

榎曲村西御年貢免相之事

者也、

寛政元^巳年十一月廿六日

高橋糸右衛門(印)

駒林喜兵衛(印)

植田久兵衛(印)

片岡鯨次郎(印)

煩三浦孫介

塩野八郎右衛門(印)

庄屋百姓中

⑱寛政二年(一七八九)一一月二日 榎曲村年貢免相状

榎曲村戌御年貢免相之事

一、高三百七拾壹石五斗式升五合

内

永荒先川成砂入池見水込

三拾八石式斗式升六合

未通減戌土手敷卯井溝

田島ニ成斗代下共

六石四斗式升八合

子砂入

式拾九石七斗五升四合 当茂見捨

残式百九拾七石壹斗壹升七合

此取百八拾七石六斗式升

一、高式拾八石壹斗式升 外高分

内

式石七斗四合

此取壹石式斗九升八合

式拾五石四斗壹升六合

此取九石式升三合

高合三百九拾九石六斗四升五合

取米ノ百九拾七石九斗四升壹合

外

高壹石五斗五升 已改開畑

此取四斗式升六合

同百拾式石九斗八升五合 池見新田之内午改

内六石 当引

此取三拾七石九斗八升

惣取米合式百三拾六石三斗四升七合

外

米三斗壹升式合 去ル子砂入子起之分土免所

ゆへ現米ニ而口米共被下

此土四斗八升

同拾式表三斗八升三合 百姓式拾五人用捨現米

にて口米共被下

此土八石

右庄屋・小百姓不殘寄合、無高下割仕、来ル極月十日以前急度可皆

濟者也、

寛政二^{庚寅}年十一月廿二日 高橋糸右衛門(印)

三宅庄太夫(印)

板倉久右衛門(印)

津田右内(印)

八木原伝蔵(印)

片岡鯨次郎(印)

添田弥兵衛(印)

塩野八郎右衛門(印)

庄屋百姓中

⑲寛政五年(一七九三)三月 榎曲村願書(拝借金につき)

乍恐口書を以奉願上候

一、当村之内川北弥五郎と申者、御高三石五升六合所持仕候、右弥五郎義下地難儀人ニ御座候処、五六年以前より病身罷成候而、去々年相果申候、相残候ハ女房と幼年之子供計ニ而甚々難渋仕候、然ル処弥五郎所持仕候御田地ハ西谷之川ぶちニ御座候処、右御田地之内九畝余此分米壹石壹斗七升之所、四五年此方度々之出水ニ而川欠砂入ニ相成申候、右者御検見之節、御見分御願申上候ハ、御引も可被下置と奉存候得共、一時ニ出来候川欠砂入ニ而茂無御座候、四五年此方少シ完川欠砂入ニ相成申候義故、御見分も御願不申上候処、去冬ニ至候而ハ壹反之所余程砂入川欠ニ相成、一向自力ニ難及、右ハ少分付手掛ケ候得ハ、ケ様ニ茂相成間鋪義ニ御座候得共、何分右申上候通弥五郎長々相煩候上ニ而相果申候義、残ハ漸女房と幼年之子供故、何角行届不申、自然と御大切之御田地ヲ荒申候儀、奉恐入候、乍併御年貢米ハ去年迄無滞納米候処、右之仕合ニ御座候故、去冬ニ至候而一向致方無御座及潰候故、弥

五郎一式村中へ支配致呉候様指出候へ共、難渋之村方其上右之荒所御座候故、中々村中得心不仕、弥五郎女房義ハとて茂右御田地ハ支配仕候而茂御年貢之処一向致方無御座候間、何分村中とし而支配致呉候様、段々相頼申候得共、村中得心不仕、致方も無御座仕合ニ奉存候、右ニ付私共打寄色々相談仕、何卒弥五郎義相続為致度と、右荒所之分黒楸之者へも及相談ニ候へ共余程之金子も相掛り候段申候ニ付、私共自力ニ難及奉存候、何共奉恐入候御願ニ御座候得共御金五兩拝借被為 仰付被下置候ハ、其外才覚を以、右荒場開発仕、弥五郎義及潰候処 御上様之御慈悲を以百姓相続為仕度奉願上候、

右之趣、被為 聞召分御慈悲之御了簡ヲ以、私共願之通被為 仰付被下候ハ、重々難有仕合ニ可奉存候、以上、

榎曲村

願人 庄屋五郎助(印)

寛政五^癸年 年寄五郎兵衛(印)

三月 同 左衛門五郎(印)

川北年寄伊兵衛(印)

御代官所様

⑳寛政七年(一七九五)二月 五郎助田地売券

譲りニ売渡田地之事

有坪二反田

一、上田壹反 分米壹石四斗

御年貢米貳俵四升

此下シ米四俵四升

作徳米壹俵三斗貳升

諸入用八升引

但シ文字金也

一、代金八両

右之田地者、当卯御年貢米ニ難義仕候ニ付、貴殿江段々御頼候処、

御聞届被下、則代金八両髓ニ請取、御年貢米御上納ニ相立申所実正

ニ御座候、然上ハ来辰年より右田地御勝手ニ御支配可被成候、此田

地ニ付、本人者不及申、脇より何角と申者有之候ハ、加判者罷出、

急度埒明ケ可申候、為後日譲り証文仍而如件、

田地売主かし曲村 五郎助(印)

寛政七^{乙卯}十二月 せわ人喜河村治郎四郎(印)

作人深山寺 左近兵衛(印)

年寄 左衛門五郎(印)

御影堂前町 同 弥十郎(印)

七左衛門殿 庄屋 五郎兵衛(印)

②1文政九年(一八二六) 一二月二〇日 五郎助金子借用状

(端裏書)

〔寅十二月廿日銀 榎曲五郎助〕

借用申金子之事

一、合金子拾両ハ 但シ文字金也

此乃当田地証文一通御預ケ可申候、

右之金子ハ無抛入用ニ付口入御願、借用仕候処実正明白ニ御座候、

然上者、自一割ノ加利足ヲ、寅十二月廿日迄ニ急度御返納可申上候、

尤利足儀者、毎年御算用可仕候、若右金子相滞申候得者、右田地御

引取可被成候、其時一言申上間敷候、為後日一札仍而如件

本人 榎曲村

文政九年^{丙戌}年 五郎助(印)

十二月廿日 証人宗願寺

高橋重郎殿

口入

②2天保一二年(一八四二) 閏正月 三郎五郎田地讓状

永代譲り渡シ申田地之事

一、上田壹畝廿四歩 但シ有坪向せう

分米貳斗五升貳合

右之田地ハ、先年高間違有之候而、此度段々貴殿様江相願上候処、

御聞届被下、右之代金壹両貳歩六匁三分貳厘相渡シ可申候、当丑

春より御支配可被成候、以後小茂高ニ御附引取被可下候、

為後日仍而如件

天保十二^{辛酉}年閏正月 売主 三郎五郎(印)

世話人弥左衛門

庄屋 藤太夫(印)

年寄 藤兵衛(印)

同 左衛門五郎(印)

五郎助殿

大工左衛門殿

②三 天保一三年（一八四二）深山寺村五郎三郎等田地売券

②四 安政三年（一八五六）二月二十六日 濟口一札（金子返済につき）

永代売渡候田地之事

濟口一札之事

あり坪しき度

安永五申正月廿五日

一、田地壹ヶ所 仁兵衛ニシ 一、右田地三ヶ所

一、金拾兩分 五郎助殿分

一、田地壹ヶ所 仁兵衛後 一、坪數メ凡

壹メ四百廿式匁四分四厘 但し拾兩之証文追而出候共

一、田地壹ヶ所 太郎太夫前 一、三百六拾坪計

内金六兩請取 可為反古事

内式ヶ所に土手ニ畑有 一、御年貢正米ニ而

残り用捨

一、三斗六升八合五夕、右ハ

明和六丑年

一、榎曲村御藏納也、

一、金五兩三歩 弥左衛門殿分

代金式両三歩

内金式両壹歩請取

右之金子ハ、先年貴殿方ニ而借用仕置候処、御返済も難成候故、

残り用捨

此度三ヶ所之田地永代ニ譲り渡シ、借用金相済可申候、然ハ当年

一、金三両 三郎兵衛殿分

より御勝手ニ御支配被成候、尤御年貢米之儀ハ、正米三斗六升八

合五夕、榎曲村御藏江御計可被下候、此上ハ万一何用六ヶ敷申者

残り用捨

有之候ハ、加印之者共罷出、其埒明可申候、為後日仍而如件

三口合

深山寺村

金八両壹歩式朱

天保十三年 かし曲村

連名売主改（印）

とら春 年より 左衛門五郎（印） 一、売主 五郎三郎（印）

右金子儘ニ請取申候、右田地ニ付此以後彼是申間敷候、為後日之

年より 藤兵衛（印） 一、世わ人 三郎五郎（印）

濟口一札依而如件 安政三^丙展^辰年

庄屋 藤太夫（印） 一、年より 左近（印）

十二月廿六日 平野屋

一、庄屋 仁兵衛（印）

仁右衛門（印）

楳曲五郎助殿

同 弥左衛門殿

同 三郎兵衛殿

②5 (年月日未詳) 某本物返売券

本物返売渡シ申田地之事

有坪江尻

一、下田四畝五歩 分米四斗五升八合

同江尻

一、中下田四畝拾五歩 同分米五斗二升八合

ノ八畝拾七歩 分米ノ 九斗八升六合

此下シ米三俵壹斗六升

作徳米 貳俵貳斗

代金九兩貳歩 但シ文字小判也

右之田地ハ当子ノ御年貢米ニ難義仕候ニ付、貴殿へ段々相願候処、

御聞届ケ被下、右田地九兩貳分ニ本物返シ売渡し、右代金槌ニ受取、

御納所米ニ相立候処実正御座候、然上ハ右代金相済不申候間者、年々

貳表貳斗つゝ、無間違急度相渡可申候、縦へ幾年罷立候とも、代金

返進仕候者、無相違此証文御戻可被下候、為仍而如件、

②6 (年未詳) 閏八月二四日 楳曲村五郎助書状下書

任幸便ニ筆令啓上候、時分柄仲秋砌ニ御座候処、段々御家内中様

御揃御機げん能御暮シ可遊御座候、珍重御儀奉存候、然ハ先立而御

遠方ノ所、御精ニ預り、忝奉存候、且又此間ノ御咄之事、何向御座候哉、仕舞之品々御通事、御願申上候、右之通り思召可被下候、追

而御願申上候、時分柄最ヶ敷御座候処、何分拙者掛腰致申候、何事御かん便可被成候、恐々謹言、

閏八月廿四日

かし曲

吉河村

五郎助

治郎四郎様 より

翰申上候、時分柄秋気相催シ候処、先立而御紙面被下、忝奉入存候、

拝見仕候、如仰右借文へり、御返済仕度奉存候、弥々御札等致度存

候、何卒御心得可遊可被下候、右之借文弥々御証被下申候、然ハ済

相候上、御望借文弥々御かん便可被下候、御家内中様御機げん能御

暮可遊珍重御儀、奉存候、然ハ手前方無事ニ

②7 (年月日未詳) 書き上げ (折紙ノ元横帖カ、②6の紙背文書)

かさ屋七兵衛

六貫目 四月

六貫目 同

一、七貫七百目

一、■貳匁

一、木拾束 五月時分

かさ屋七兵衛

五月

一、■廿勿 大工七左衛門

木

一、拾七束 六月二日

米屋久二郎

六月晦日

一、四拾束 同人

大工七左衛門

くれ

一、四束 内七百分かり

かし

一、拾貳束 又貳束 内五百文かり

一、又四束 内三百文かり 又三束内

六百文かり

本葉

一、たはこ貳升 孫作分

六月廿八日

拾七束 大坪

又七月十二日

七月廿七日

一、拾七束 又同人

同廿八日

一、拾七束 かし曲

庄三郎

本葉八月九日

一、たはこ■

二百八十目

八月朔日 米屋

一、拾貳束 ■■分

同二日

一、四束 かさ屋

権

同廿九日

一、拾五束 田中

内廿文かり

同八日

一、拾六束 かし曲

内百文かり 庄三郎

同月廿九日此分

一、金壹分 四郎兵衛

八月二日

こは

一、四束 七屋分

内五百文かり

(1) 本文書群を発見した経緯については、奥野信一「戦前敦賀セメント株式会社」の粉塵に対する一農村の対策―奥野省三の樫曲区長日誌より―(福井大学地域環境センター研究紀要『日本海地域の自然と環境』二二二号、二〇一五年)を参照。

(2) 『敦賀市史』資料編第四卷上(敦賀市役所、一九八二年)は、年貢免定などの村文書を伝える坂口秀治家(屋号「弥十郎」と高木藤太夫家(屋号「藤大夫」)が樫曲村の庄屋を務めた家であるとしている。

(3) 『福井県史』資料編8中近世六(福井県、一九八九年)。

(4) 前掲註(2)。

(5) 『敦賀郡東郷村誌』(東郷公民館、一九七三年)。なお、同書には、本稿で紹介する「奥野家文書」にもみられる樫曲の年貢免定が収載されているが、本稿の「奥野家文書」のものとは別の文書群である。同書所収の年貢免定は、前掲註(2)『敦賀市史』収載の「坂口秀治家文書」か「高木藤太夫家文書」に含まれる文書かと推測されるが、『敦賀市史』には翻刻されておらず、また同書には出典が明記されていないため詳細は不明である。

(6) 「御影堂町」は、敦賀市内の旧町名「御影堂前町」のことと考えられる。なお、御影堂前町は、現在の神楽町一丁目・本町一丁目に比定され、氣比神宮と西方寺の間に位置する氣比宮の門前町である(『福井県の地名』平凡社)。

(7) 長谷川裕子『中近世後期における村の生存と土豪』(校倉書房、二〇〇九年)。

(8) なお、⑭の御影堂町との契約で世話人として署判している吉河村次郎四郎とは、日常的な付き合いがあったことが⑳の私信から確認できる。こうした地域の土豪同士のつながりが、奥野家をはじめとする村有力層の金

融活動を可能にしていた。また、⑳の平野屋から借用した十兩とその他の借銀は、その後六十五年後の一八五六年までの間に金六兩が返済されたが、その残りは免除されたことが㉑から確認できる。

(9) 前掲註(2)に享和二年・天保五年、前掲註(5)に文化一年・安政五年の免定が収載されている。

(10) 「池見新田」は、現在ラムサール条約に登録された「中池見湿地」でのことを指す。もともと、現在の「内池見」が「池見」として耕地化されていたが、江戸時代に現在の「中池見」が開墾され、樫曲から見て元からの「池見」が内側、「中池見」が外側なので「外池見」と呼ばれるようになり、その後、さらに外側に「余座池見」が開墾されたので、「外池見」は現在のように「中池見」と呼ばれるようになった。なお、元禄三年の検地については、「樫曲村新田御検地改帳」(「樫曲区有文書」前掲註(5)収載)、および「樫曲村年代記」(「高木藤太夫家文書」前掲註(2)収載)に詳しい。

(11) 前掲註(5)では、安政五年の免定を事例に、外高の検地年を、「縄之外戌改田」を嘉永三年(一八五〇)、「池見新田卯改」を安政二年(一八五五)、「巳改開畑」を安政四年(一八五七)、「池見新田之内午改」を安政五年(一八五八)に比定しているが、誤りであろう。